兵庫県・県税事務所
（令和８年４月）

障害のある方に対する自動車税減免のお知らせ

兵庫県では、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（障害等について一定の要件があります）の日常生活にとって不可欠な生活手段となっている自動車について、自動車税の減免を実施しています。

減免申請をする前に、必ず 県税事務所 に確認を!!

障害者手帳等の発行元（県・市役所・町役場の福祉部局等）では、自動車税の減免対象となるかどうかの最終的な判断はできません。

また、手帳が交付されても、自動車の運転・所有形態や取得時期により、減免対象にならない場合や、すぐに申請いただけない場合などがあります。

申請前には必ず、減免対象であるかどうか、申請時期がいつであるかなどを、管轄の県税事務所（８ページ参照）にお問い合わせください！

Ⅰ　減免の対象となる自動車

障害のある方（以下「障害者」という。）の移動手段としてもっぱら継続的に使用される次に掲げる自動車が対象となります。なお、減免できる自動車は障害者１人に対して１台（構造上身体障害者等の利用にもっぱら供するためのものと認められる自動車、軽自動車、二輪車を含む）までで、運転者が重複しない場合に限ります。

1　障害者またはその方の親族で生計を一にする方が取得又は所有し、運転する自動車

2　障害者のみの世帯の方が取得または所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転する自動車

※　兵庫県パートナーシップ制度または他の地方公共団体の同等制度により証明を受けたパートナーシップ関係の方も減免の対象となる場合があります。詳しくは管轄の県税事務所（8ページ参照）にお問い合わせください。

※減免対象外の自動車

・兵庫県が今年度分の自動車税を減免申請者に対して課税していない自動車（今年度の４月１日以降に県外転入した自動車又は移転登録した自動車など。減免申請者に対する翌年度課税分から減免対象。）

・納税義務者が法人の自動車

・上記１・２に該当する自動車のうち、申請時に障害者が入院や福祉施設等に入所している場合
（減免申請時の現況によるため、障害者のために過去使用していた場合や、将来において障害者のために使用する予定である状況では、減免することができませんのでご注意ください。）

Ⅱ　減免申請の手続き　（※代理の方による申請も可能です）

①　新しく自動車を購入（取得）される場合

申請時期･･･自動車を登録されるとき（自動車税の納期限後であっても申請することができます。この場合は月割りの減免となります。下記③をご覧ください）

申請場所･･･自動車税審査課（登録日）（８ページ参照）
登録地を管轄する県税事務所（登録日の翌日以降）（８ページ参照）

※　年度途中で移転登録により自動車を取得された場合は、その翌年度分から下記②により減免申請の手続きを行ってください。

②　既に所有している自動車について、新たに自動車税の減免を受ける場合又は既に減免を受けている自動車について、減免理由に変更が生じた場合

申請時期･･･４月１日から自動車税の納期限まで
（新たに減免を受ける場合は、申請期限後であっても申請することができます。この場合は月割りの減免となります。下記③をご覧ください）

申請場所･･･登録地を管轄する県税事務所（８ページ参照）

※　他の都道府県のナンバーから神戸・姫路ナンバーに変更された場合は、その年度は本県での自動車税の納税義務が生じないため、翌年度に減免申請をしてください。

③　減免申請期限（令和８年度は令和８年６月１日）後に減免申請する場合（身体障害者手帳等の交付を受け減免事由に該当することになった場合や、減免事由に該当していたが減免申請期限までに申請書の提出が無かった場合）

申請時期･･･自動車税の申請期限の翌日から当該年度の２月末日まで随時

減 免 額･･･申請の翌月以後の月数に応じ、年税額の月割相当額（限度額の月割相当額まで）

申請場所･･･登録地を管轄する県税事務所（８ページ参照）

※　減免の申請をできるのは、自動車税の納税義務がある場合に限ります。

Ⅲ　減免申請に必要な書類

（※既に所有している自動車について申請される場合は、下記必要書類を提出する際に、減免申請される自動車の登録番号を必ずお伝えください。）

必要書類 ＼ 運転・所有形態	障害者本人所有				家族所有	
	本人運転	家族運転		常時介護者運転 ※10	本人または家族運転	
		同居	別居		同居	別居
減免申請書 ※1	○	○	○	○	○	○
手帳（原本） ※2・3	○	○	○	○	○	○
運転免許証情報確認書類（原本） ※4	○	○	○	○	○	○
住民票（原本） ※5		○	○	○	○	○
扶養関係確認書類（原本） ※6			○			○
障害者自身および生計を一にする者全員が当該年度の軽自動車税の減免を受けていないことの証明書 ※7	○	○	○	○	○	○
常時介護の申立書 ※8				○		
既に減免を受けていた自動車を移転・抹消登録した場合は、移転・抹消登録が確認できる自動車検査証記録事項の写し ※9	○	○	○	○	○	○
＜ご注意＞自動車の登録を行ってから１カ月以内に自動車税の減免申請をされる場合は、その自動車の自動車検査証記録事項（電子車検証とあわせて交付される書類）を提示してください。						

※１　兵庫県のホームページからダウンロード可能です。また、県税事務所等でも配布しています。

※２　複数の手帳の交付を受けている場合（例：身体障害者手帳と療育手帳）は、お持ちの手帳をすべて提示してください。

※３　現在、障害者手帳等の交付申請中である場合は、減免を受けることはできません。

※４　運転免許証情報確認書類とは、運転免許証、免許情報が記録されたマイナンバーカード【マイナ免許証】、マイナ免許証読み取りアプリ画面またはマイナポータル画面の写しをいいます。

※５　所有者、障害者、運転者の住民票（当該年度に発行された３ヶ月以内のもので、続柄の記載があるもの）。

※６　所有者、障害者、運転者のいずれかが別居の場合、源泉徴収票、税申告書の写し、直近の健康保険証情報を確認できるもの（有効期限内の健康保険証、資格確認書、マイナ保険証、マイナポータル画面の写し）等、扶養関係を確認できる書類（民生委員の証明書は不可）。

なお、住民票の世帯が別であっても、同一住所であれば同居とみなしますので、この書類は不要です。

※７　市（区）役所、町役場で発行しています。ただし、障害者手帳等に軽自動車税を減免している旨の表示を行う市町にあっては、この証明書は原則として不要です。

また、申請期限後に申請する場合で、年度当初に軽自動車税の減免を受けており、当該軽自動車を移転・抹消登録を行っている場合は、当該軽自動車の移転・抹消登録がわかる書類の提出に代えることができます。

※８　常時介護の場合は申立書が必要です（兵庫県のホームページからダウンロード可能です）。

※９　既に減免を受けている自動車を乗り換えて新たな自動車で減免を受けられる場合には、減免申請時に今までの減免車について移転・抹消登録が行われていることが条件となります。

兵庫県で減免を受けていた登録車で、移転・抹消登録から１週間以上経過している場合は、移転・抹消登録が確認できる自動車検査証記録事項の写しは不要です。

※10　常時介護者運転について

①障害者のみの世帯の方が取得又は所有する自動車が対象です。

障害者のみの世帯とは、重度下肢等障害者又は精神障害者（５～６ページの表中、本人所有家族運転・常時介護者運転で対象となっている方）のみで構成されている世帯をいいます。

②障害者のみの世帯である場合、減免申請される障害者の方以外の障害者の方の手帳も提示してください。

③申請には、障害者の世帯全員および常時介護者の住民票（当該年度に発行されて３ヶ月以内のもので、続柄の記載があるもの）が必要です。

Ⅳ　減免する額

（１）限度額

減免を受ける自動車を総排気量が 1.5 リットルを超え 2.0 リットル以下の乗用車とみなした場合に課す自動車税額を減免の限度額とします。限度額を超える自動車をお持ちの方は、限度額を超える部分についての自動車税を負担していただくことになります。

（２）減免割合

障害の程度等に応じて１／２減免となる場合があります（５～６ページ参照）。

※留意点　・ 月割により減免する場合は、限度額の範囲内で月割により算定した額となります。

・ １／２減免の場合は、限度額の範囲内で算定した税額の１／２となります。

◆ **自動車税の減免限度額表（新車新規登録が<u>令和元年９月 30 日以前</u>の自動車）**

（ア）　総排気量が 1.5 ﾘｯﾄﾙ超の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車		
		重課（＋15%）	軽課（－50%）	軽課（－75%）
自家用	39,500 円	45,400 円	20,000 円	10,000 円
営業用	9,500 円	10,900 円	5,000 円	2,500 円

（イ）　総排気量が 1.0 ﾘｯﾄﾙ超 1.5 ﾘｯﾄﾙ以下の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車		
		重課（＋15%）	軽課（－50%）	軽課（－75%）
自家用	34,500 円	39,600 円	17,500 円	9,000 円
営業用	8,500 円	9,700 円	4,500 円	2,500 円

（ウ）　総排気量が 1.0 ﾘｯﾄﾙ以下の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車		
		重課（＋15%）	軽課（－50%）	軽課（－75%）
自家用	29,500 円	33,900 円	15,000 円	7,500 円
営業用	7,500 円	8,600 円	4,000 円	2,000 円

◆ **自動車税の減免限度額表（新車新規登録が<u>令和元年 10 月１日以降</u>の自動車）**

令和元年 10 月１日以降に新車新規登録された自家用乗用車の自動車税の税率が引き下げられています。それに伴い、減免限度額も変更となります。

※営業用は税率変更がありませんので、減免限度額も従来と同額になります。

（ア）　総排気量が 1.5 ﾘｯﾄﾙ超の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車	
		軽課（－50%）	軽課（－75%）
自家用	36,000 円	18,000 円	9,000 円
営業用	9,500 円	5,000 円	2,500 円

（イ）　総排気量が 1.0 ﾘｯﾄﾙ超 1.5 ﾘｯﾄﾙ以下の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車	
		軽課（－50%）	軽課（－75%）
自家用	30,500 円	15,500 円	8,000 円
営業用	8,500 円	4,500 円	2,500 円

（ウ）　総排気量が 1.0 ﾘｯﾄﾙ以下の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車	
		軽課（－50%）	軽課（－75%）
自家用	25,000 円	12,500 円	6,500 円
営業用	7,500 円	4,000 円	2,000 円

◆　**新車新規登録が令和元年 10 月 1 日以降の自動車で減免限度額を超える場合の自己負担額の増額**

令和元年 10 月 1 日以降に新車新規登録された自家用乗用車は自動車税の税率が引き下げられています。ただし、区分毎に引き下げられている税率が異なることから、減免限度額を超える自動車の場合、新車新規登録が令和元年９月 30 日以前の自動車と比べ、同じ排気量の自動車に買い換え等を行った場合でも自己負担額が増額となります。

また、自家用車のうち、乗用車以外は、税率変更はありませんが、減免限度額が引き下げられていることから、自己負担額が増額となっています。

【参考例示】全額減免（減免限度額まで）の場合の自己負担額　　（単位：円）

区分（自家用乗用車）	新車新規登録令和元年９月以前			新車新規登録令和元年 10 月以降			自己負担額の増額
	税額	減免上限額	自己負担額	税額	減免上限額	自己負担額	
2000cc 超～2500cc 以下	45,000	39,500	5,500	43,500	36,000	7,500	2,000
2500cc 超～3000cc 以下	51,000	39,500	11,500	50,000	36,000	14,000	2,500
3000cc 超～3500cc 以下	58,000	39,500	18,500	57,000	36,000	21,000	2,500
3500cc 超～4000cc 以下	66,500	39,500	27,000	65,500	36,000	29,500	2,500
4000cc 超～4500cc 以下	76,500	39,500	37,000	75,500	36,000	39,500	2,500
4500cc 超～6000cc 以下	88,000	39,500	48,500	87,000	36,000	51,000	2,500
6000cc 超	111,000	39,500	71,500	110,000	36,000	74,000	2,500

Ⅴ　減免対象者の範囲と減免割合

下表の「全額」、「１／２」は減免割合を示しています。**減免割合が「全額」であっても、税額が減免限度額を超える場合は、差額分をご負担いただきます（３、４ページ参照）。**

障害の区分	障害の程度	本人所有		家族所有	
		本人運転	家族運転 常時介護者運転	本人運転	家族運転
視覚障害	１～３級	全額	全額	１／２	１／２
	４級の１（※１）	全額	全額	１／２	１／２
	４級の２、４級の３（※１）	１／２	１／２	１／２	１／２
	特別～第４項症	全額	全額	１／２	１／２
聴覚障害	２～３級	全額	全額	１／２	１／２
	４級	１／２	１／２	１／２	１／２
	特別～第４項症	全額	全額	１／２	１／２
平衡機能障害	３級	全額	全額	１／２	１／２
	５級	１／２	１／２	１／２	１／２
	特別～第４項症	全額	全額	１／２	１／２
音声機能障害	３級（喉頭摘出）	全額	１／２	１／２	１／２
	特別～第２項症（喉頭摘出）	全額	１／２	１／２	１／２
上肢不自由	１級	全額	全額	１／２	１／２
	２級の１、２級の２（※２）	全額	全額	１／２	１／２
	２級の３、２級の４（※２）	１／２	１／２	１／２	１／２
	３級	１／２	１／２	１／２	１／２
	４～６級	１／２	×	×	×
	特別～第３項症	全額	全額	１／２	１／２
	第４～第５項症	１／２	１／２	１／２	１／２
	第６項症及び第１～第３款症	１／２	×	×	×
下肢不自由	１～２級	全額	全額	１／２	１／２
	３級の１（※３）	全額	全額	１／２	１／２
	３級の２、３級の３（※３）	全額	１／２	１／２	１／２
	４～６級	全額	１／２	１／２	１／２
	特別～第３項症	全額	全額	１／２	１／２
	第４～第６項症及び第１～第３款症	全額	１／２	１／２	１／２

Ⅵ　減免対象者の範囲と減免割合　（前頁の表の続き）

障害の区分		障害の程度	本人所有		家族所有	
			本人運転	家族運転 常時介護者運転	本人運転	家族運転
体幹不自由		１～３級	全額	全額	１／２	１／２
		５級	全額	１／２	１／２	１／２
		特別～第４項症	全額	全額	１／２	１／２
		第５～第６項症及び第１～第３款症	全額	１／２	１／２	１／２
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級	全額	全額	１／２	１／２
		２級（両上肢）	全額	全額	１／２	１／２
		２級（１上肢のみ）	１／２	１／２	１／２	１／２
		３級	１／２	１／２	１／２	１／２
		４～６級	１／２	×	×	×
	移動機能	１～２級	全額	全額	１／２	１／２
		３級（両下肢）	全額	全額	１／２	１／２
		３級（１下肢のみ）	全額	１／２	１／２	１／２
		４～６級	全額	１／２	１／２	１／２
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障害		１級・３級	全額	全額	１／２	１／２
		４級	１／２	１／２	１／２	１／２
		特別～第３項症	全額	全額	１／２	１／２
		第４～第５項症	１／２	１／２	１／２	１／２
肝臓機能障害		１～３級	全額	全額	１／２	１／２
		特別～第３項症	全額	全額	１／２	１／２
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		１～３級	全額	全額	１／２	１／２
療育手帳の交付を受けている方		重度（A）	－	全額	－	全額
		中度（B１）	－	１／２	－	１／２
精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けている方		１級	－	全額	－	全額

●網掛け部分は障害者が 18 歳未満の場合に限り、全額減免となります。

●二重線で囲んでいる部分は戦傷病者手帳の交付を受けている方の対象範囲です。ただし、戦傷病者手帳の旧第３款症は現行の第４款症に該当し、対象外ですのでご注意ください。

●表中の※１～３の場合や、表にあてはまらない等級が身体障害者手帳等に記載されている場合（２つ以上の障害が重複する場合等）は、身体障害者福祉法施行規則別表第５号「身体障害者程度等級表」等により判断する必要がありますので、減免の対象となるかどうかについて県税事務所までご確認ください。

※１：（例）視覚障害４級で、「視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの」の場合・・・「４級の１」
（例）視覚障害４級で、「周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの」の場合・・・「４級の２」
（例）視覚障害４級で、「両眼開放視認点数が 70 点以下のもの」の場合・・・「４級の３」

※２：（例）上肢不自由２級で、「両上肢の機能の著しい障害」がある場合・・・「２級の１」
（例）上肢不自由２級で、「両上肢のすべての指を欠く」場合・・・「２級の２」
（例）上肢不自由２級で、「１上肢を上腕の２分の１以上で欠く」場合・・・「２級の３」
（例）上肢不自由２級で、「１上肢の機能を全廃した」場合・・・「２級の４」

※３：（例）下肢不自由３級で、「両下肢をショパール関節以上で欠く」場合・・・「３級の１」
（例）下肢不自由３級で、「１下肢を大腿の２分の１以上で欠く」場合・・・「３級の２」
（例）下肢不自由３級で、「１下肢の機能を全廃した」場合・・・「３級の３」

●現在、手帳を交付申請中の方は、減免を受けることはできません。
手帳交付を受けた後に減免申請をしていただければ、減免申請期限後であっても、申請の翌月以後の月数に応じて減免します。
詳しくは県税事務所の自動車税課税担当課へお問い合わせください（８ページ参照）。

○令和８年４月に自動車税について大きな改正がありました。

※令和８年４月１日からの改正内容
・自動車税種別割は自動車税に名称変更。
・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の廃止。

○申請書等は兵庫県ホームページからダウンロードできます

兵庫県税　e-ひょうご　← 検 索

○自動車税の問い合わせ先

県税事務所	所　在　地	担当課	電　話	担当地域
神　戸 （注 1）	〒653-8766 神戸市長田区二葉町 5-1-32	自動車税 第1課	(直)(078)647－9158	神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区
		自動車税 第2課	(直)(078)647－9157	神戸市長田区、須磨区、垂水区、西区
西　宮 （注 2）	〒662-8503 西宮市櫨塚町 2-28	自動車税課	(直)(0798)39－6113	尼崎市、西宮市、芦屋市
伊　丹	〒664-8522 伊丹市千僧 1-51	自動車税課	(直)(072)785－7451	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
加古川	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	自動車税課	(直)(079)421－9271 (直)(079)421－9023	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
加　東 （注 2）	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	自動車税課	(直)(0795)42－9331 (代)(0795)42－5111	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
姫　路	〒670-0947 姫路市北条 1-98	自動車税課	(直)(079)281－9104 (代)(079)281－3001	姫路市、神河町、市川町、福崎町
龍　野	〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑 1311-3	課税第1課	(直)(0791)63－5130 (直)(0791)63－5129	相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
豊　岡	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	課税第1課	(直)(0796)26－3628 (代)(0796)23－1001	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹　波	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	課税第1課	(直)(0795)73－3746 (代)(0795)72－0500	丹波篠山市、丹波市
洲　本	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	課税第1課	(直)(0799)26－2032 (代)(0799)22－3541	洲本市、南あわじ市、淡路市

（注 1）　神戸県税事務所と西神戸県税事務所は統合のうえ、令和元年９月９日に新長田合同庁舎（神戸市長田区二葉町 5-1-32）に移転しました。

（注 2）　西宮県税事務所と加東県税事務所は、令和８年度に事務所の仮移転を予定しています。

- 西宮県税事務所　〒662-0918　西宮市六湛寺町 13-9(R8.12 頃～未定)
- 加東県税事務所　〒673-1431　加東市社 1550(R8.7 頃～R9.10 頃)

○自動車を新規登録した場合の問い合わせ先

自動車の種別		県税事務所	所　在　地	電　話
自動車	神戸ﾅﾝﾊﾞｰ	神戸県税事務所 自動車税審査課	神戸市東灘区魚崎浜町 33 （兵庫県自動車会館内）	(078)441－0305
		神戸県税事務所 自動車税資料課	神戸市長田区二葉町 5-1-32	(078)647－9161
	姫路ﾅﾝﾊﾞｰ	姫路県税事務所 自動車税審査課	姫路市飾磨区中島福路町 3323	(079)233－8260
		姫路県税事務所 自動車税資料課	姫路市北条 1-98	(079)281－9160